令和５年度神奈川県農薬危害防止運動取組方針

１　趣旨

農薬危害防止運動実施要綱に基づき、農薬の散布や保管管理中の事故防止、農薬適正使用及び適正販売の一層の徹底を図るため、農薬危害防止運動を実施する。

２　期間

令和５年６月１日から８月 31 日までの３か月間とする。

３　実施計画

（１）広報誌等による普及啓発

広報誌、ポスター、インターネット、ＳＮＳ等を活用し、本運動並びに農薬及び農薬使用に対する正しい知識の普及啓発を行う。

（２）啓発資料の配布や情報配信、講習会等を通じた普及啓発

農薬使用者、農薬販売者等を対象に、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理、適正販売、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置及び関係法令等に関する啓発資料の配布又は電子メール若しくはＳＮＳ等を活用した情報配信、講習会の実施等により、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図る。

その際、特に、別記１「農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。

（３）周知・指導が行き届きにくい農薬使用者への普及啓発

講習会等の開催や巡回による周知・指導が行き届きにくい農薬使用者に対しても周知・指導の徹底が図られるよう、地域の実情に応じて、生産者団体や作物ごとの部会及び出荷先に加えて、農産物直売所、農薬販売店等を通じた普及啓発の拡充を図る。

また、無人マルチローターを利用して農薬散布を実施する場合、地上での散布に比べて高濃度の農薬を使用する可能性があり、農薬の適正使用に関して十分理解しておくことが必要であることから、無人マルチローターを用いる農薬使用者に、普及啓発資料の配付や講習会参加を呼びかける。

（４）事故発生時の処置体制の徹底

事故が発生した場合の処置体制を万全にするため、「農薬中毒の症状と治療法」（JCPA 農薬工業会のホームページ参照）を活用する。

（５）農薬の適正使用等についての指導

ア　農薬使用者等を対象に「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省･環境省令第５号)、「神奈川県農薬安全使用指導指針」

及び「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年４月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）に基づく農薬の適正な使用方法の徹底を図る。

さらに、「国際水準ＧＡＰガイドライン」（令和４年３月８日付け３農産第 3417 号農林水産省農産局長通知）等を参考に、安全な農産物を生産できるようＧＡＰの導入推進を図る。

特に、公園・街路樹等において農薬を使用する場合は、「住宅地等における農薬使用について」の記載事項を遵守し、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」（平成 22 年 5 月環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）を参考に周辺住民等への十分な配慮を行うよう指導する。

イ　特に、次の事項について、徹底を図るよう指導する。

(ｱ)　農薬使用者及び農薬使用を委託する者に対し、別記２「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」に基づく対策を図るよう、地方公共団体の関係部局、関係機関、農業協同組合、農産物直売所、青果市場、農薬販売店等関係機関の職員と協力しつつ、効果的に指導すること。

(ｲ)　農薬を使用するときは、ラベルに記載されている適用作物、使用時期、使用方法等を十分確認するとともに、農薬の適正使用を徹底すること。

(ｳ)　似ている作物をまとめた「作物群」に属する作物に、初めて作物群登録のある農薬を使用する際には、事前に小面積に使用し、薬害の有無を十分に確認してから使用すること。

(ｴ)　作物の形状や栽培形態が異なるものについては、適用作物を誤認して農薬を使用することがないよう注意すること。誤認しやすい農作物については別表を参考にし、特に留意すること。

(ｵ)　ラベルに農薬登録番号がなく、農薬の効果をうたったり、又は病害虫の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあるので販売及び使用しないこと。

(ｶ)　農薬取締法で販売及び使用が禁止されている農薬が自宅倉庫等で発見された場合は、使用したり他人に譲渡したりせず、関係法令を遵守して適切に処理すること。

(ｷ)　販売及び使用が禁止された農薬については、農林水産省のホームページ等から提供される情報を必ず確認すること。

(ｸ)　最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにすること。

(ｹ)　農薬の調製、散布及び防除器具の洗浄を行うときは、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を着用すること。

(ｺ)　農薬を使用したときは、必ず記録をつけること。

(ｻ)　農薬散布の際には農薬の飛散により周辺農作物に被害を及ぼさないようにすること。

(ｼ)　育苗箱等に農薬を使用するときは、農薬が周囲にこぼれ落ちないようにすること。

(ｽ)　水田において農薬を使用するときは、止水期間の適切な水管理や畦畔整

備等を行い、水田外への農薬の流出を防止すること。

(ｾ)　クロルピクリン剤などの被覆を要する土壌くん蒸剤を使用するときは、使用上の注意事項を遵守し、防護マスク等の防護装備の着用や施用直後に適正な資材、厚さの資材を用いて被覆を完全に行う等安全確保を徹底すること。

　また、ビニールハウス等の施設内であっても施用直後に被覆を完全に行い、臭気が残っている期間は、施設内に人が立ち入らないようにすること。さらに、使用場所、周辺の状況に十分配慮して防除を行い、特に、住宅地等に近接する場所においては、被覆を要する土壌くん蒸剤の使用以外の防除方法を検討すること。

(ｿ)　無人マルチローターによる農薬散布に当たっては、関係法令を遵守するとともに、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年７月 30 日付け元消安第 1388 号農林水産省消費・安全局長通知）を参照し、安全かつ適正な農薬散布を徹底すること。なお、農薬を散布する場合は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）に基づき、県へ実施計画書を提出することが必要であることに留意すること。

(ﾀ)　農薬の使用前後には、防除器具を点検し、十分洗浄されていることを確認すること。

(ﾁ)　農業生産において住宅地等の周辺ほ場（市民農園や家庭菜園を含む。）で農薬を使用するときは、飛散の少ない剤型の選択や飛散低減ノズルの使用等、農薬の飛散防止対策を行い、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面や看板等により周知を行い、周辺住民に配慮すること。

(ﾂ)　学校、保育所、病院、公園、保健所等公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地や施設の植栽における病害虫防除等については、定期的な農薬散布をやめ、日常的な観測によって病害虫被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。

　やむを得ず農薬を使用する場合にも、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を十分に検討し、最小限の部位及び区域にとどめ、飛散防止対策をとる等、農薬の選択や使用方法を十分に検討し、事前に農薬使用の目的、農薬を散布する日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先等を記した書面、看板等により周辺住民、施設利用者等への周知を行うこと。また、立入制限範囲の設定等により、農薬散布時や散布直後に農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置を講じること。

(ﾃ)　睡眠不足や体調の優れないときは、散布作業に従事しないなど健康管理に十分留意すること。

(ﾄ)　農薬による危害や悪用を防止するため、施錠のされた場所に保管するなど保管管理を徹底し、不要となった農薬及び農薬空容器については、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者へ依頼するなど適正に処理すること。

(ﾅ)　農薬の誤飲による中毒事故の発生を防止するため、農薬やその希釈液、

残渣等をペットボトル、ガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移し替えないこと。万が一、容器の破損等によりやむを得ず他の容器へ移す場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記すること。

(ニ)　不要となった農薬の水路等への投棄や、散布液の流出により、生活環境動植物に甚大な被害を与えることのないよう、希釈液は、必要な量だけを正確に調製し、不要となった農薬は、関係法令を遵守して適正に処分すること。

(ヌ)　毒物又は劇物に相当する農薬を保管又は販売する場合には、関係法令の遵守を徹底すること。

(ネ)　毒劇物たる農薬が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じること。

(ノ)　医療や畜産の分野での薬剤耐性菌対策について、世界的に関心が高まっており、令和５年４月、「薬剤耐性（ＡＭＲ）対策アクションプラン（2023-2027）」（国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係閣僚会議）が取りまとめられたところである。農作物等の防除における抗菌剤（殺菌剤）の使用に関しては、農作物等の病害虫分野での薬剤耐性菌の発達も重要な課題であり、同一系統の薬剤の連続散布を避け、病害虫の発生状況に応じた計画的かつ必要な範囲での使用が重要であることに留意すること。

(ハ)　農薬を使用した年月日、場所、対象農作物、使用した農薬の種類や名称、単位面積当たりの使用量や希釈倍数を内容とする、使用履歴の記帳を徹底すること。

ウ　農薬販売者、農薬使用者等を対象とした立入検査等を実施した際には、無登録農薬の販売及び使用の取り締まり、使用基準に違反した農薬使用に対する指導及び取り締まりを徹底し、農薬の適切な保管管理、処分等についての指導を徹底する。

農薬の販売に当たっては、都道府県知事への届出が、毒劇物たる農薬の販売に当たっては、当該届出に加えて都道府県知事等への登録が、それぞれ義務付けられているので、当該届出等を行うことなく農薬の販売を行わないように指導する。特に、インターネットを利用した農薬の販売については、不適正な事例が確認されていることから、農薬販売者の届出に関する義務について周知する。

また、販売者に対し、帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に、その譲受数量及び譲渡数量（水質汚濁性農薬に該当する農薬については、その譲受数量及び譲渡先別譲渡数量）記載し、最終の記載の日から３年間保存するよう指導する。

農薬として使用できない除草剤の販売に当たっては、関係者に対して、容器、包装、販売所、インターネット等にその旨を表示するよう指導するとともに、農薬を誤解して購入されないよう、商品の陳列に注意するよう指導する。

これらの留意事項に沿っていないと疑われる販売事案を把握した際には、知事に連絡する。

また、毒劇物たる農薬の販売者に対しては、別記３「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」の周知徹底を図る。

（６）有用生物や水質への影響の低減対策

周辺住民の健康及び生活環境の保全に留意するとともに、水域の生活環境動植物への被害、河川・水道水源等の汚染等や蜜蜂、蚕等の有用生物及び野生生物等に対する被害が生じないよう、農薬の適正な使用方法を遵守し、農薬の適切な保管管理及び用途外使用の防止の徹底を指導する。

また、有用生物への影響低減のため、以下の取組を行う。

ア　水域の生活環境動植物の被害防止のため、特定の農薬を地域で集中して使用することを避け、多様な農薬を組み合わせて使用するように指導する。さらに、ゴルフ場で使用される農薬による被害を未然に防止するため、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について」（令和２年３月 27 日付け環水大土発第2003271 号環境省水・大気環境局長通知）に基づき、ゴルフ場関係者への指導・助言に努める。

イ　蜜蜂に対する危害防止のため、養蜂関係者、農薬使用者、農業団体等の連携を図る。

また、農薬が散布されている間、巣箱を日陰に設置するなど、蜜蜂に影響が少ない状況下で巣箱の網掛けを検討するとともに、日頃から巣箱の移動手段を検討し、退避場所における新たな蜜源を確保するなどの取組に努める。

４　協力依頼機関

農業技術センター（各地区事務所を含む）、畜産技術センター、かながわ農業アカデミー、畜産課、水源環境保全課、自然環境保全センター、横浜川崎地区農政事務所、各地域県政総合センター農政部、大気水質課、健康医療局薬務課（各保健福祉事務所を含む）、健康医療局生活衛生課、県土整備局総務室、企業局浄水課、教育局高校教育課、神奈川県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会神奈川県本部、神奈川県農薬卸商業会、神奈川県農薬商業会、神奈川県グリーンキーパーズ協議会、県内ゴルフ場、花と緑のふれあいセンター、神奈川県立大船フラワーセンター、警察本部施設課

別表：農薬登録における誤認しやすい農作物の例

1	だいず		えだまめ
2	いんげんまめ		さやいんげん
3	キャベツ		メキャベツ
4	ブロッコリー		茎ブロッコリー
5	しょうが		葉しょうが
6	しょうが		うこん
7	たまねぎ		葉たまねぎ
8	レタス		非結球レタス
9	トマト		ミニトマト
10	ピーマン		ししとう
11	だいこん		はつかだいこん
12	しそ		しそ（花穂）
13	やまのいも		やまのいも（むかご）
14	さくら		食用さくら（葉）
15	てんさい		かえんさい
16	メロン		漬物用メロン
17	すいか		漬物用すいか
18	とうもろこし（子実）	未成熟とうもろこし	ヤングコーン
19	しゅんぎく	きく	食用ぎく
20	ねぎ	わけぎ	あさつき
21	にんにく	にんにく（花茎）	葉にんにく

別記１

農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項

【人に対する事故】

１　農薬散布前

（１）原因

①　農薬用マスク､保護メガネ等の防護装備の不備、防除器具等の点検不備によるもの（ア、イ）

②　通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ウ、エ）

③　強アルカリ性の農薬と酸性肥料を混用したため、有毒ガスが発生したことによるもの（オ）

④　散布作業前日に飲酒または睡眠不足があったことによるもの、その他病中病後など体調の万全でない状態で散布作業に従事したことによるもの（カ、キ）

（２）防止対策

ア　農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱う。

イ　散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。

ウ　農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立て注意喚起を行うなど、子供や散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。

エ　農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子供の保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。

オ　強アルカリ性の農薬は、ラベルに記載されている「酸性肥料等との混用は絶対にしないこと」の注意事項を遵守する。

カ　散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。

キ　体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。

２　農薬散布中

（１）原因

①　通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）

②　学校に児童・生徒がいる日・時間帯に農薬散布が実施されたことによるもの（イ）

③　強風時の散布により周辺の者が農薬に暴露したり、風上に向かっての散

布等により散布作業者自身が農薬に暴露したことによるもの（ウ、エ）
④　土壌くん蒸剤の使用に当たって、直ちに被覆をしない、十分な被覆を行わなかったなど適切な揮散防止措置を講じなかったことによるもの（オ）
⑤　炎天下で長時間散布作業に従事したことによるもの（カ）
⑥　散布の途中に農薬が付着した手で飲食・喫煙したことによるもの（キ）

（２）防止対策
ア　居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。
イ　学校敷地への農薬散布は、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯に実施しない。
ウ　周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。
エ　風上に向かっての散布、水稲の病害虫防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。
オ　クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向き等に十分注意するとともに、直ちに適正な材質、厚さの資材を用いて被覆を完全に行う。
カ　炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、２～３時間ごとに交替して行う。
キ　散布作業の合間には飲食・喫煙をしない。

３　農薬散布後
（１）原因
①　通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）
②　土壌くん蒸中のほ場管理が不適切であったことによるもの（イ）
③　散布作業後に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの（ウ）

（２）防止対策
ア　公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。
イ　土壌くん蒸中は、適正な厚さの資材による被覆状態を維持するとともに、ほ場に立て札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。
ウ　散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。

４　保管、廃棄
（１）原因

① 農薬をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に移し替えていた、保管庫に施錠をしていなかった等、保管管理が不適切だったため、高齢者、認知症を発症している方、子供等が誤飲したことによるもの（ア～エ）

② 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりしたことによるもの（オ、カ）

③ 農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことによるもの（オ、カ）

（２）防止対策

ア 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。また、散布や調製のため保管庫等から農薬を持ち出した際には、子供や作業に関係のない者が誤って手にすることのないよう、農薬から目を放さず、作業終了後は速やかに保管庫等に戻す。

イ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移し替えしない。

ウ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫等の近くに置かない。

エ 万が一、容器の破損等により他の容器に移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応を講じる。

オ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。

カ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

５ その他農薬使用者のための一般的注意事項

ア 農薬ラベルの記載をよく読み、記載されている希釈倍数等の使用基準やマスク等防護装備等に関する注意事項を遵守する。

イ 散布作業後は、手足だけでなく、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。

ウ 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。

エ 初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、病害虫防除所等に相談する。

【周囲の農作物、家畜等への被害】

（１）被害の状況

①　周辺に飛散した除草剤により農作物が変色・枯死したもの（ア～オ）

②　農薬散布を行った地域やその周辺に置かれた巣箱で蜜蜂のへい死が発生したもの（カ～ケ）

③　本来、害虫駆除の目的で使用する農薬を、作物を害する野生生物の駆除目的で食品に塗布して畑に置いていたため、散歩中のペットが誤食したことによるもの（コ）

④　不要になった農薬を河川に投棄したため、魚がへい死したもの（サ）

（２）防止対策

ア　飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。

イ　飛散低減ノズルを使用する。

ウ　ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。

エ　適正な散布圧力、散布量で散布を行う。

オ　薬剤が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。

カ　蜜蜂に被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促す。

キ　使用する農薬のラベルに、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守する。

ク　水稲農家は養蜂家と協力し、地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前８時～12 時）における農薬の散布を避ける、蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施する。

ケ　養蜂が行われている地区では、蜜蜂の巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。

コ　本来の目的や使用方法以外で農薬を使用しない。

サ　不要になった農薬やその希釈液等は、河川や水路等に投棄せず、適正に処分する。

別記２

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

１　適用のない作物への使用、飛散等

（１）原因

①　使用する農薬の適用のない作物に当該農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用できるため、当該農薬についても、当該作物に使用できると誤解したもの（ア）

②　使用する農薬の適用のない作物と名前や形状の類似した適用作物があるため、当該適用のない作物にも当該農薬が使用できると誤解したもの（イ）

③　防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入し、適用のない作物から当該農薬が検出されることとなったもの（ウ）

④　別の農作物の育苗箱に使用した農薬がこぼれた土壌で当該農薬の適用のない作物を栽培したため、当該適用のない作物から当該農薬が検出されることになったもの（エ）

⑤　農薬を散布したほ場の近隣のほ場で栽培していた別の農作物から飛散により付着した農薬が検出されたもの（オ～ケ）

⑥　複数の農作物を混植していたため、散布対象以外の農作物にも農薬が散布されたもの（コ）

⑦　最終有効年月を過ぎた農薬を使用した結果、農薬購入時から使用するまでの間に使用基準及び残留農薬基準値が変更されていたため、残留農薬基準値を超過して農薬成分が検出されることとなったもの（サ）

（２）防止対策

ア　農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。

イ　名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。

ウ　農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。

エ　育苗箱に農薬を使用する際は、あらかじめその下にビニールシートを敷いておくなど、農薬が周囲にこぼれ落ちないように注意する。

オ　飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。

カ　飛散低減ノズルを使用する。

キ　ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。

ク　適正な散布圧力、散布量で散布を行う。

ケ　農薬が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。

コ　混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも農薬が飛散することを考慮して、混植している全ての作物に使用できる農薬を選択する。

サ　最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない。

2　使用時期、回数、希釈倍数等の誤り

（1）原因

①　使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等使用基準の確認不足によるもの（ア）

②　農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用したことによるもの（イ）

③　農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が長く設定されている農薬について、その使用からの経過日数の確認不足によるもの（ウ、エ）

④　同一の有効成分を含む複数の農薬の使用によるもの（オ）

（2）防止対策

ア　日頃から使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルをその都度確認する。

イ　農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。

ウ　使用時期と農作物の収穫予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。また、同じ農作物であっても早生や晩生など収穫時期が異なる品種を混植している場合は、それぞれの収穫予定日を確認した上で農薬を使用する。

エ　農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。

オ　同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

3　環境への流出

（1）原因

使用した農薬がほ場外に流出し、又は使用した残りの農薬、若しくは農薬

が残っている容器が適切に処分されなかったことにより、周囲の水域の生活環境動植物に被害を与え、又は河川等に流出したもの（ア、イ）

（２）防止対策

ア　水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。

イ　不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

別記３

毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

１　毒劇物たる農薬の悪用等の不適切な使用等の要因

（１）当該農薬の譲受人である農家等が、毒物及び劇物取締法の知識が不足している場合もあるため、毒劇物を安易に他人に譲渡してしまうことが考えられる。

（２）購入後の保管管理が適正に行われておらず、農薬以外の用途で用いられること、譲受人以外が容易に持ち出してしまうことが考えられる。

（３）当該農薬をペットボトルや水筒等の通常飲食に使用する容器に移し替えてしまい、誤飲・誤食事故を起こしてしまうことが考えられる。

２　毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

（１）特に、毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たっては、販売業の登録を受けることなく毒劇物を販売し、又は授与することは毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。

（２）毒劇物の廃棄に当たっては、関係法令に従った廃棄を行う必要があることを譲受人に伝える。

（３）毒劇物たる農薬は、毒劇物の指定がない農薬とは別の場所に保管し、施錠をするなど適正な保管管理が行われるよう譲受人に伝える。

（４）毒劇物たる農薬を、飲食物の容器として通常使用される物に移し替えることは、毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。

（５）毒物及び劇物取締法第 14 条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第 15 条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行う。

（６）譲受人の言動等から安全かつ適正な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。